



発行 東京都

目次

38

規則

- 知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(戦略政策情報推進本部 ICT 推進部情報通信運用課)……………一
- 東京都庁内管理規則の一部を改正する規則……………(総務局総務部総務課)……………一
- 東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則……………(同)……………二
- 東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則……………(総務局公文書館)……………二
- 東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………(総務局人事部職員支援課)……………三
- 東京都都市計画公聴会規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都市づくり課)……………三
- 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………三
- 東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………四
- 東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………四
- 都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………五
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………六
- 東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………七

- 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………七
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………八
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………(同)……………九
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………一〇
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(同)……………一〇
- 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(同)……………二

規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十三号

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管する民間事業者等が行う書面等の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則 (平成十八年東京都規則第九十二号) の一部を次のように改正する。

別表第一食品製造業等取締条例 (昭和二十八年東京都条例第一百一十号) の項を削る。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十四号

東京都庁内管理規則の一部を改正する規則

東京都庁内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別記様式第一号中「様式第1号」を「別記 第1号様式」に、

「(住所)」「(住所)」

(職名)

を

(年令)

(氏名)

に改める。

(氏名)

別記様式第二号中「様式第2号」を「第2号様式」に、「あこ」を「宛」に改め、「四」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式第一号及び様式第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都庁内管理規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十五号

東京都本庁舎防火・防災管理規則の一部を改正する規則

東京都本庁舎防火・防災管理規則（昭和四十一年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「、戦略政策情報推進本部」を削る。

別記様式中「四」を削る。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都本庁舎防火・防災管理規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十六号

東京都公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都公文書館条例施行規則（令和元年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「三」を削る。

別記第二号様式中

東京都公文書館施設等使用承認書

を

東京都公文書館施設等使用承認書

第 中

に改め、「三」を削る。

別記第三号様式から第五号様式までの規定中「三」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都公文書館条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十七号

東京都職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都職員住宅管理規則(平成三年東京都規則第七号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

第五条第一項中「で公立学校共済組合に加入しているもの」を「(東京都立学校事務職員等の職名に関する規則(昭和四十八年東京都教育委員会規則第五十二号)別表四の項に定める技能系の職にある者を除く。)」に改める。
第三十八条中「で公立学校共済組合に加入しているもの」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都都市計画公聴会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十八号

東京都都市計画公聴会規則の一部を改正する規則

東京都都市計画公聴会規則(昭和四十四年東京都規則第四百十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「及び押印」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十九号

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則の一部を改正する規則

東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則(平成十五年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊦」を削る。
別記第四号様式の二及び第四号様式の三中「㊧」を削る。
別記第七号様式及び第八号様式中「㊨」及び「㊩」を削る。
別記第八号様式の二から第八号様式の四までの規定中「㊪」を削る。
別記第九号様式中「㊫」を削る。

別記第九号様式の二及び第九号様式の三中「㊬」を削る。
別記第十号様式から第十二号様式までの規定中「㊭」を削る。
別記第十三号様式中「㊮」を削る。

別記第十四号様式中「㊯」を削る。

別記第十五号様式中「㊰」及び「㊱」を削る。

別記第十九号様式及び第二十号様式中「㊲」を削る。

別記第二十一号様式中「㊳」を削る。

別記第二十二号様式中「㊴」及び「㊵」を削る。

別記第二十三号様式中「㊶」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則別記第三号様式から第四号様式の三まで、別記第七号様式から第十五号様式

式まで及び別記第十九号様式から第二十三号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十号

東京都景観条例施行規則の一部を改正する規則

東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(1中)「㉔」を削る。

別記第二号様式中「㉕」を削り、同様式意(注2中)「㉖㉗」を「㉘㉙」に改める。

別記第三号様式中「㉚」を「㉛」に改め、「㉜」を削る。

別記第四号様式(表)及び第五号様式(表)中「㉝」を削る。

別記第六号様式中「㉞」を「㉟」に改め、「㊱」を削る。

別記第七号様式(1中)「㊲」を削る。

別記第八号様式(表)中「㊳」を削り、同様式意(注2中)「㊴㊵」を「㊶㊷」に改める。

別記第九号様式中「㊸」を削る。

別記第十号様式及び第十一号様式中「㊹」を「㊺」に改め、「㊻」を削る。

別記第十二号様式中「㊼」を「㊽」に改め、「㊾」を削る。

別記第十三号様式から第十五号様式までの規定中「㊿」を削る。

別記第十六号様式中「㊿」を削り、「第35条第2項」を「第28条第2項」に改める。

別記第十七号様式(表)中「㊿」を削る。

別記第十八号様式及び第十九号様式中「㊿」を「㊿」に改め、「㊿」を削る。

別記第二十号様式中「㊿」を削る。

別記第二十一号様式中「㊿」を「㊿」に改め、「㊿」を削る。

別記第二十二号様式(表)中「㊿」を削る。

別記第二十三号様式中「㊿」を「㊿」に改め、「㊿」を削る。

別記第二十四号様式及び第二十五号様式中「㊿」を削る。

別記第二十六号様式(表)中「㊿」を削る。

別記第二十七号様式中「㊿」を「㊿」に改め、「㊿」を削り、「㊿」を「㊿」に改める。

別記第二十八号様式中「㊿」を「㊿」に改め、「㊿」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都景観条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十一号

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第百五十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「㊿」を削る。

別記第三号様式及び第四号様式中「㊿」を削る。

別記第五号様式中「㊿」を削り、「㊿」を「㊿」に改め、同様式注1を削る。

り、注2を注1とし、注3を注2とし、注4を注3とする。

別記第六号様式及び第七号様式中「㉔」を削る。

別記第八号様式中「㉕」を削り、「㉖」を「㉗」に改め、同様式注1を削り、注2を注とする。

別記第九号様式中「㉘」を削り、「㉙」を「㉚」に改め、同様式注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

別記第十号様式中「㉛」を「㉜」に改め、同様式注1を削り、注2を注とする。

別記第十一号様式中「㉝」を削り、同様式注1を削り、注2を注とする。

別記第十二号様式から第十七号様式までの規定中「㉞」を削る。

別記第十八号様式中「㉟」を「㊱」に改める。

別記第十九号様式中「㊲」を削る。

別記第二十号様式中「㊳」を削る。

別記第二十一号様式中「㊴」を削る。

別記第二十二号様式中「㊵」を削る。

別記第二十三号様式中「㊶」を削る。

別記第二十四号様式中「㊷」を削る。

別記第二十五号様式中「㊸」を削る。

別記第二十六号様式中「㊹」を削る。

別記第二十七号様式及び第二十八号様式中「㊺」を削る。

別記第二十九号様式中「㊻」を削る。

別記第三十号様式中「㊼」を削り、「㊽」を「㊾」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

規則

都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（昭和四十五年東京都規則第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉑」を「㉒」に改め、「㉓」を削り、同様式備考3を削り、同様式備考中4を3とし、5から7までを4から6までとする。

別記第一号様式の二及び別記第二号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式の二及び別記第二号様式の三中「㉕」を「㉖」に改め、「㉗」を削る。

別記第四号様式中「㉘」を「㉙」に改め、「㉚」を削る。

別記第四号様式の二中「㉛」を「㉜」に改め、「㉝」を削る。

別記第六号様式中「㉞」を「㉟」に改め、「㊱」を削る。

別記第八号様式中「㊲」を削り、「うけた」を「受けた」に、「附した」を「付した」に改め、同様式備考中「附近」を「付近」に、「うけて」を「受けて」に改める。

別記第九号様式中「㊳」を「㊴」に改め、「㊵」を削る。

別記第十一号様式中「㊶」を「㊷」に改め、「㊸」を削る。

別記第十二号様式中「㊹」を「㊺」に改め、「㊻」を削る。

別記第十三号様式中「㊼」を「㊽」に改め、「㊾」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則別記第一号様式、別記第一号様式の二、別記第二号様式から別記第二号様式の三まで、別記第四号様式、別記第四号様式の二、別記第六号様式、別記

第八号様式、別記第九号様式、別記第十一号様式、別記第十二号様式及び別記第十三号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

五十二 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十二年法律第五十七号。以下この号において「法」という。）による事務のうち、次に掲げる事務

イ 法第十条第一項の規定による特定開発行為の許可に関すること。

ロ 法第十三条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可における条件の付加に関すること。

ハ 法第十五条（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による特定開発行為に係る国又は地方公共団体との協議に関すること。

ニ 法第十六条第二項（法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可又は不許可の通知に関すること。

ホ 法第十七条第一項の規定による特定開発行為の変更の許可及び同条第三項の規定による軽微な変更の届出の受理に関すること。

ヘ 法第十八条第一項の規定による対策工事等の完了届の受理、同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付並びに同条第三項の規定による対策工事等の完了の公告に関すること。

ト 法第二十条の規定による対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

チ 法第二十一条の規定による監督処分等に関すること。
リ 法第二十二条第一項の規定による立入検査に関すること。
ヌ 法第二十三条の規定による報告又は資料の提出の要求、助言及び勧告に関すること。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第十項第二号」を「第十三条の三第九項第二号」に、「第二十一条の十九第十一項第二号」を「第二十一条の十九第十項第二号」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二中「㊦」を削る。

別記第二号様式及び第二号様式の二中「㊧」を削る。

別記第三号様式及び第三号様式の二中「㊨」を削る。

別記第四号様式中「㊩」を削る。

別記第五号様式及び第六号様式中「㊪」を削る。

別記第七号様式中「㊫」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十五号

東京都宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地造成等規制法施行細則（昭和三十七年東京都規則第百五十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、「㊧」を「㊨」に改める。

別記第一号様式の二中「㊩」を削り、「㊪」を「㊫」を「㊬」に改める。

別記第一号様式の三中「㊭」を削り、「㊮」を「㊯」を「㊰」に改める。

別記第一号様式の四及び第二号様式中「㊱」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地造成等規制法施行細則別記第一号様式から第二号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則

の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則（昭和五十九年東京都規則第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の第二十三項」を「第二十条の第二十四項」に、「第十六項」を「第十七項」に、「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

第二条第一項中「第二十条の第二十三項」を「第二十条の第二十四項」に、「第三十八条の四第二十二項」を「第三十八条の四第二十四項」に改める。

第三条第一項中「第二十五条の四第十六項」を「第二十五条の四第十七項」に改める。

第五条第二号中「第三十一条の第二項第十一号」を「第三十一条の第二項第十二号」に、「第六十二条の三第四項第十一号」を「第六十二条の三第四項第十二号」に改める。

別記第一号様式中「㊰」を削り、「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改める。

別記第一号様式の二中「㊱」を削る。

別記第一号様式の三中「㊲」を削り、「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改める。

別記第一号様式の四及び第一号様式の五中「㊳」及び「㊴」を削る。

別記第二号様式中「第20条の2第13項」を「第20条の2第14項」に改め、「㊵」を削る。

別記第三号様式中「㊶」を削る。

別記第四号様式中「第25条の4第16項」を「第25条の4第17項」に改め、「㊷」を削る。

別記第五号様式中「㊸」を削る。

別記第六号様式中「㊹」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所

要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の四第二項第一号に次のように加える。

ハ 法第八十八条に掲げる工作物 別記第二十二号様式の六の二による建築設備工事監理状況報告書（建築基準法第八十八条の工作物）並びに知事が別に定める建築設備概要書及び建築設備工事監理状況調査

第三十二条の表二の項中、「小平市」を削る。

別記第二十一号様式の二中「第13条第7項」を「第13条第8項」に改める。

別記第二十一号様式の二の二中「第13条第9項」を「第13条第10項」に改める。

別記第二十二号様式の五意（注）に次のように加える。

4 必要に応じて確認申請図書等を添付していただく場合があります。

別記第二十二号様式の六意（注）に次のように加える。

3 必要に応じて確認申請図書等を添付していただく場合があります。別記第二十二号様式の六の次に次の一様式を加える。

第22号様式の6の2（第15条の4関係）

建築設備工事監理状況報告書
（建築基準法第88条の工作物）

下記のとおり建築設備工事監理状況を報告します。
この報告及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。
建築主 事 殿
年 月 日

工事監理者 住 所
会社名
氏 名
電 話
() 級建築士事務所 () 登録第 () 号
() 級 建 築 士 () 登録第 () 号
工事施工者 住 所
会社名
氏 名
電 話
()
建設業の許可 大臣・知事 第 () 号
() 級 建 築 士 () 登録第 () 号
建築主 住 所 氏 名
電 話 ()
（法人にあつては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
記

工 事 場 所	名 称		区 市	年 月 日	第 号
	名	称			
建築場所	規 模	高 さ	m	構造	
確認・計画通知、年月日及び番号等	建築基準法第88条第1項の計画変更又は建築基準法第12条第5項の報告 年 月 日 第 号 (変更内容)				
確認済証交付後の設計変更 (有・無)					
総合所見					

(注意) 1 報告書は、工事完了後、工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。
なお、確認後1部は返却します。ので、業主の方が保管してください。
2 工事施工者は、建築確認申請書に記載されている方を記入してください。
3 総合所見欄は、工事監理者の監理目標及びその結果に対する所見を記入してください。

(日本産業規格A列4番)

別記第二十二号様式の「昇降機検査資格者」や「昇降機等検査員」に改め、同様式^(注)を次のように改める。

(注意) 1 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、建築主の方が保管してください。

2 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述してください。

3 建築設備士の意見を聞いたときはその旨を記載してください。

連絡先 ()

4 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。

別記第二十二号様式の「昇降機検査資格者」や「昇降機等検査員」の場合の「昇降機検査員」

に、「建築主」や「築造主」に改め、同様式^(注)を次のように改める。

(注意) 1 報告書は、工事完了後、昇降機工事監理者等が作成し、完了検査までに2部提出してください。なお、確認後1部は返却しますので、築造主の方が保管してください。

2 総合所見欄は昇降機工事監理者又は昇降機等検査員等の所見を記述してください。

3 建築設備士の意見を聞いたときはその旨を記載してください。

連絡先 ()

4 一般社団法人日本エレベーター協会が定める工事完了検査試験成績表を添付してください。

別記第二十二号様式の九中

「建築主 住所 電話番号」や「遊戯施設を検査した場合の昇降機等検査員氏名 登録番号」

建築主 住所 電話番号 ()

に改める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第二十一号様式の二、第二十一号様式の二の二、第二十二号様式の五、第二十二号様式の六及び第二十二号様式の七から第二十二号様式の九までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則(昭和四十六年東京都規則第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四十九号ル中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同号ヲ中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号ヲ中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同号カ中「第三十二条」を「第三十七条」に改め、同号ヨ中「第三十三条」を「第三十八条」に改め、同号タ中「第三十四条」を「第三十九条」に

改め、同号レ中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号ソ中「第三十七条」を「第四十二条」に改め、同号ツ中「第三十八条第一項」を「第四十三条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十九条第二項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改める。

第九条中「協定建築主等」を「認定協定建築主等」に改める。

別記第一号様式中「第29条第1項」を「第30条第1項」に改める。
別記第一号様式の二中「第29条第2項」を「第30条第2項」に改める。

別記第十号様式中

6 耐火構造とみなし適用 される規定	建築基準法第27条第2項 第61条
6 耐火構造のみなし適用 (建築基準法第27条第2項)	有・無

に改め、同様式(注意)4中「より耐火構造とみなし適用される規定に」を

「たる耐火構造のみなし適用の申請については、」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則別記第一号様式、第一号様式の二及び第十号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百三十号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第五号中「第六十条の二第一項第三号」の下に、「第六十条の二の二第一項第二号若しくは第三項ただし書」を加え、同項第十七号中「第二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改める。

別記第二号様式中「㊸」を削る。

別記第三号様式中「あこ」を「宛」に改め、「㊸」を削る。

別記第四号様式中「㊸」を削り、同様式(裏面)中「出席者名簿及び」を削る。

別記第五号様式中「㊸」を削る。

別記第六号様式から第八号様式までの規定中「あこ」を「宛」に改め、「㊸」を削る。
別記第九号様式中「㊸」を削る。

別記第十号様式及び第十一号様式中「㉜」を「㉝」に改め、「㉞」を削る。
別記第十二号様式中「㉟」を削る。

別記第十三号様式から第十六号様式までの規定中「㉜」を「㉝」に改め、「㉞」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第十七号の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第二号様式から第十六号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二百三十一号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則(平成二十八年東京都規則第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第六条中「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に、「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

第七条第二項第一号中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に改める。

第九条第一項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改め、同条第二項中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

第十条中「第三十条第三項」を「第三十五条第三項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

第十二条中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

第十三条中「第三十二条」を「第三十七条」に、「第三十条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第十六条第二項中「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に、「第三十八条」を「第四十三条」に改める。

第十七条中「第三十四条」を「第三十九条」に改める。

第十八条中「第三十七条」を「第四十二条」に、「第三十六条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二(注意)2中「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改める。

別記第一号様式及び第一号様式の二(注意)2の次に次のように加える。

3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第一号様式の三中「第30条第1項の規定」を「第34条第1項の規定」に、同様式

2中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、同様式(注意)3中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同様式(注意)3の次に次のように加える。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

る。

別記第一号様式の四中「第30条第1項」や「第34条第1項」及び「回覧式」^{(意)2中}

「第30条第2項」や「第35条第2項」及び「回覧式」^{(意)3中}「第30条第1項各号」や

「第35条第1項各号」及び「回覧式」^{(意)5や6と同じ、4や5と同じ、同様式}^{(意)3の次に}

次のように加える。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第一号様式の四^{(意)2中}「第30条第2項」や「第35条第2項」及び「回覧式」^{(意)2中}

3中「第30条第1項各号」や「第35条第1項各号」及び「回覧式」。

別記第一号様式中「第31条第1項」や「第36条第1項」及び「回覧式」^{(意)2中}「第31

条第2項」や「第36条第2項」及び「第30条第2項」や「第35条第2項」及び「回覧

式」^{(意)3中}「第30条第1項各号」や「第35条第1項各号」及び「回覧式」^{(意)3の次に次の}

ように加える。

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第二号様式の二中「第31条第1項」や「第36条第1項」及び「回覧式」^{(意)2中}

「第31条第2項」や「第36条第2項」及び「第30条第2項」や「第35条第2項」及び「回覧式」^{(意)3中}

「第30条第1項各号」や「第35条第1項各号」及び「回覧式」^{(意)5や6と同じ、4や5と同じ、同様式}^{(意)3の次に次のように加える。}

4 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第一号様式の二^{(意)2中}「第31条第2項」や「第36条第2項」及び「第30条第2

項」や「第35条第2項」及び「回覧式」^{(意)2及び3中}「第30条第1項各号」や「第

35条第1項各号」及び「回覧式」。

別記第二号様式中「第36条第1項」や「第41条第1項」及び「回覧式」^{(意)2中}「第31

条第2項」及び「回覧式」^{(意)2の次に次のように加える。}

3 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。

別記第二号様式中「第30条第2項」や「第35条第2項」及び「第31条第2項」や「第36条第2項」及び「第30条第3項」や「第35条第3項」及び「回覧式」。

別記第七号様式中「第30条第1項」を「第35条第1項」及び「第31条第2項」を「第36条第2項」に改める。

別記第八号様式中「第32条」を「第37条」に改める。

別記第十三号様式中「第34条」を「第39条」に改める。

別記第十四号様式中「第37条」を「第42条」に改める。

附則

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則別記第一号様式から第四号様式まで、第七号様式、第八号様式、第十三号様式及び第十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

